

「奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務」委託仕様書

1. 業務名

奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務

2. 業務概要

東部地域の学校給食センター及び給食調理実施校の学校給食用物資(以下物資という。)を安全に管理し、給食実施日の午前8時までに東部地域の学校給食センター及び給食調理実施校の給食室に配送する。

3. 委託期間

本業務の履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務詳細

(1) 対象物資

奈良市が学校給食用物資納入業者(以下納入業者という。)へ発注した物資。

(2) 物資の受領

奈良市が納入業者を経由して提示する数量の物資を、納入業者から受領し、その内容を確認すること。

物資の数量については、給食実施日1日あたり、野菜、加工食品、肉類等、約240キログラム、醤油、油等の調味料類は1箇月に1度、約300キログラムを目安とする。

(3) 物資の配送

納入業者によって小分けされた物資を、給食実施日に都祁学校給食センター及び給食調理実施校(柳生小学校)の給食室へ配送すること。配送先、内容を確認し、誤配送がないようにすること。

なお、物資の搬入時間については、学校給食センター及び学校と調整のうえ、給食調理に支障のないよう配慮すること。

5. 保管及び作業場所

(1) 保管場所(納入業者からの物資受領場所)は奈良市内にあり、常時連絡が可能で、かつ緊急時に出勤可能な職員がいること。営業所と保管場所が同一敷地内にあることが望ましいが、別の場所であっても上記条件が調べば可とする。

また、あらかじめ保管場所の所在地を、奈良市に届け出ること。

(2) 保管場所には、適正な温度管理の下で常時保管できるスペースがあること。

停電等の緊急時を除き、冷蔵車や冷凍車での保管は認めない。

6. 緊急時の対応

(1) 配送数量の量目不足等に対しては、納入業者と連携し、給食実施に支障がないように対応すること。

(2) 配送遅延が発生した場合または遅延が発生する恐れがある場合には、必ず奈良市に連絡して状況を報告するとともに、奈良市から指示を受け、指示を速やかに遂行できるようにすること。

(3) 配送を行う者は、常に携帯電話を所持し、奈良市または自社からの状況問い合わせに常に対応できるようにすること。

7. 納入用車輛

(1) 物資を積載することができる冷凍・冷蔵車輛を有していること。

ただし、車輛の所有者が受託者の配送部門関連会社の場合や、経常的に他社と車両の賃貸借契約を結んでいる場合等は、あらかじめ奈良市の承認を得ること。

(2) 配送に使用する車輛は、物資の種類により冷凍車または冷蔵車とし、温度管理の徹底を図り、品質の低下を招かないよう十分注意すること。

8. 業務完了の報告

受託者は、月ごとに業務完了届を奈良市に提出し、その完了確認を受けること。業務完了届は、各月の業務完了後、その翌月中に提出するものとする。

9. 契約金の支払い

(1) 奈良市東部地域における学校給食用物資配送業務委託契約書第4条に規定する各月の契約金額の請求は、受託者が8. に規定する業務完了確認を受けたのち、業務が完了した月の翌月中に、奈良市に請求書を提出することにより行うものとする。ただし、8月・9月分の契約金額の請求は、受託者が9月分の業務完了確認を受けたのち、その翌月中に奈良市に請求書を提出することにより行うものとする。

(2) 奈良市は、受託者に対し、(1)により受託者が発行する適法な請求書を受理した日から30日以内に各月の契約金額を支払うものとする。

10. 奈良市の調査

奈良市が必要と認めるときは、受託者に対して、管理委託業務の全般について実地及び書類調査を行うことができることとし、受託者は正当な理由なくこれを拒むことができない。

また、調査の結果により、奈良市が管理委託業者として適切でないと判断した場合は、奈良市は当該業者に対し、次期以降の入札に制限を加えることができる。

11. その他

事業の実施に疑義が生じた場合、速やかに奈良市に報告し、指示を得るものとする。